

ごまさば東シナ海系群に係る資源再建計画の策定について

令和 4 年 4 月
水 産 庁**1 背 景**

漁業法第 12 条第 1 項 2 号及び資源管理基本方針第 2 の 3 において、資源評価の結果、資源水準の値が限界管理基準値を下回る状態にあることが判明した水産資源については、当該資源水準の値が判明した管理年度の末日から 2 年以内に、資源再建計画を定めることと規定されている。

特定水産資源「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」のうち、「ごまさば東シナ海系群」については、令和 3 管理年度の資源評価（令和 3 年 12 月公表）において、令和 2 年の親魚量（3.1 万トン）が限界管理基準値（5.1 万トン）を下回る状態にあることが判明している。

2 今後の方針

上記 1 を踏まえ、令和 5 管理年度（令和 5 年 7 月～）を始期とする資源再建計画を策定することとする。

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群は、同時に漁獲され、魚種別に、即座に正確な仕分けを行うことが困難であることから、TAC は一括で設定して管理を行っているところである。過去 10 年間のごまさば東シナ海系群の ABC と漁獲実績（資源評価において用いられている推定値）を比較したところ、図 1 のとおり、漁獲実績は 2017 年及び 2018 年の 2 か年度で僅かに ABC を上回ったが、他の年は ABC を下回っている。

他方、ごまさば東シナ海系群の資源水準に鑑みれば、当該一括 TAC による管理の下で、ごまさば東シナ海系群に漁獲が偏らないような措置の検討が必要となるものと考えられる。

については、別紙 2-16 による管理を基本とし、これに加え、ごまさば東シナ海系群が比較的多く含まれる操業の漁獲努力量抑制等を図るための取組の具体化のために、関係する府県及び大臣許可漁業関係団体等と協議を進めることとする。

また、将来的に、魚種判別に係る AI 技術等の進展を踏まえ、まさばとごまさばを分けて TAC 管理を行うことを検討する旨を記載することについても、協議を進めることとしたい。

(今後のスケジュール案)

令和4年4月 令和4管理年度TACに係るTAC意見交換会(本日)

(関係府県・大臣許可漁業関係団体と協議)

令和5年4月 令和5管理年度TACに係るTAC意見交換会:資源再建計画案の提示

令和5年5月 資源再建計画案を水産政策審議会に諮問

令和5年7月 資源再建計画の適用開始

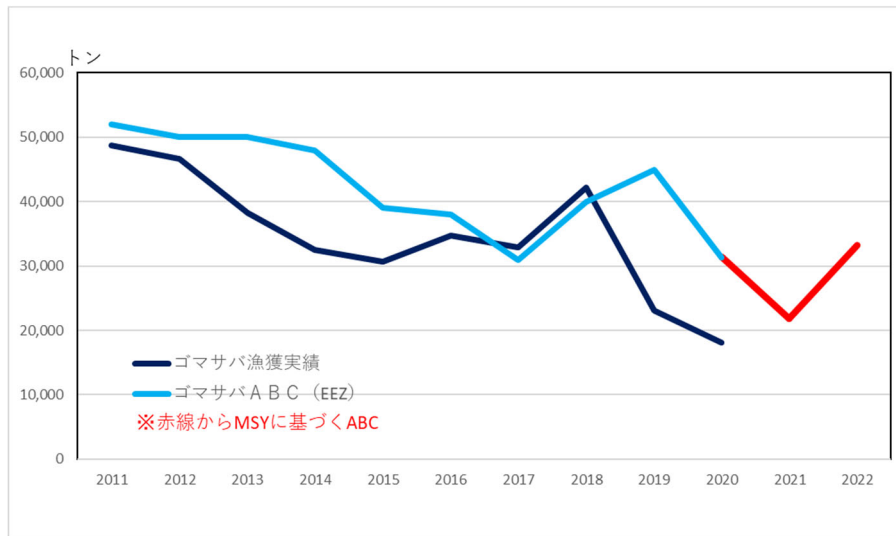


図1 ごまさば東シナ海系群ABCと漁獲実績の推移